

## 電子渡航認証システム（ESTA）について

2009年1月12日から米国の入国制度が大きく変更されますのでご注意ください。観光、短期商用等の90日以内の短期滞在目的で米国を訪問される場合は、査証（ビザ）が免除されており、米国の査証を取得する必要はありませんが、事前に電子渡航認証システム（ESTA）に従って申請を行い、認証を受けることが必要となります。この認証を受けていないと、米国政府によれば、航空機等への搭乗や米国入国が拒否されます。なお、ESTAは査証免除者を対象としていますから、既に留学や就労の米国査証をお持ちの方は、ESTAへの申請は必要ありません。

詳しくは、外務省ホームページを御参照ください。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/us\\_esta.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/us_esta.html)

また、在京米国大使館のホームページ（日本語）や米国国土安全保障省のホームページ（英語）も随時更新され、新しい情報が掲載されていますので、詳細は下記ホームページを御参照ください。

<http://japan.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-esta2008.html>

[http://www.cbp.gov/xp/cgov/travel/id\\_visa/esta/](http://www.cbp.gov/xp/cgov/travel/id_visa/esta/)